

## 「(仮称) 長崎県犯罪被害者等支援条例」素案に対する パブリックコメントの募集結果について

「(仮称) 長崎県犯罪被害者等支援条例」素案について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。  
お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

### 【意見募集要領】

#### 1 募集期間

平成31年3月8日(金)から同年4月8日(月) (32日間)

#### 2 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子申請

#### 3 閲覧方法

県ホームページに掲載

県民生活部交通・地域安全課、県政情報コーナー(県庁県民センター内)

各振興局行政資料コーナー(長崎振興局を除く)

#### 4 意見件数

10件

#### 5 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・ 案に修正を加え反映させたもの	0
B	・ 案に既に盛り込まれているもの ・ 案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を遂行する中で反映していくもの	9
C	・ 今後検討していくもの	0
D	・ 反映が困難なもの	0
E	・ その他	1
	合 計	10

## 6 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

B 案に既に盛り込まれているもの、案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を遂行する中で反映していくもの。 9件

番号	ご意見該当項目	ご意見の概要	県の考え方
1	素案全般について	<p>社会の中に「犯罪被害者というかわいそうな人」がいるのではなく、「いつか」「どこかで」「もしかしたら、自分や家族が」犯罪被害者になる可能性があることを、常々感じている。国の法律も少しずつ整えられているが、犯罪被害者の緊急ニーズには対応出来ていないように感じる。</p> <p>あつてはならない犯罪被害ではあるが、自分の身に降りかかって来たときに、県や市町などの身近な行政からの迅速で具体的な支援があれば、長崎の安心・安全はより確かなものになると思われ、また、長崎県からの人口流出の歯止めの一助にもなると考えている。ぜひ、この機会に長崎県犯罪被害者等支援条例の制定を望む。</p>	<p>県としては、条例制定を機に犯罪被害者等支援の更なる充実に努めてまいります。</p>
2	第1条：目的	<p>自然災害、労働災害はもとより、高齢による要介護支援状態にある者等支援を必要とする者が様々ある中で、「何の落ち度もない犯罪被害者」が「犯罪」という突然の理不尽な出来事により日常の平穏が侵害されるという事態は、自然災害と同様被害直後から一定期間、継続して社会的な支援を必要とするものである。</p> <p>今回、条例の制定は、そのような犯罪被害者への支援の取り組みが、より確実かつ効果的に推進されることが期待でき、大いに意義あるものと考えている。</p>	<p>県としては、条例制定を機に犯罪被害者等支援の更なる充実に努めてまいります。</p>
3	素案全般について	<p>県全体の条例の策定は大変良いことだと思う。</p> <p>これをモデルに全市町にも条例の制定が行われて、犯罪被害者に寄り添った支援が行われることを望む。</p>	<p>県としては、条例制定を機に犯罪被害者等支援の更なる充実に努めてまいります。</p>

4、 5	素案全般について	素案のままで問題ない。  【同様意見合計 2 件】	県としては、条例制定を機に犯罪被害者等支援の更なる充実に努めてまいります。
6	第1条：目的 第2条：定義 第3条：基本理念 第9条：総合的支援体制の整備 第20条：学校における教育と支援	<p>犯罪被害は他人事ではないことの認識の重要性についての言及や、二次被害についての事例列挙など理解しやすい内容と言える。</p> <p>また、関係機関の連携、大規模な事故等における対応及び学校現場における犯罪被害防止教育について明文で規定されていることを評価する。</p> <p>なかなか声を出せない犯罪被害者にとって、「県民全体で被害者を支える」との条例制定は、被害回復への大きな支えになるのはもとより、広く県民にとっても被害に遭った場合の支援策について知るための大きな旗印となる。また、県条例の制定で県内自治体への同条例制定への弾みになる。このようなことから、県条例の制定を大いに評価する。</p>	県としては、条例を根拠に、ご指摘の総合的支援体制の整備、学校における教育と支援等について具体的な支援施策の推進に努めてまいります。
7	第13条：心身に受けた影響からの回復 第14条：経済的負担の軽減	<p>おおよそ殆どの被害者は、全く知識もないままにどうしていいかわからない状況に陥ることが多い中、行政にどんな支援策があるか、どんな支援が受けられるかと説明を受けるだけでも、行政が自分たちを支えてくれるという精神的な支えになると思う。</p> <p>具体的にどのような支援ができるか、拡充されていくのかはこれからの課題と思うが、この条例は本県の被害者支援の進展に大きな一歩となると思う。</p>	県としては、条例制定を機に犯罪被害者等支援の更なる充実に努めてまいります。
8	第21条：人材の育成	<p>素案の内容については、良く練られており、特に意見はない。</p> <p>日頃、県内自治体の取組を見ている、大事なものは担当者の意識であると感じている。</p> <p>担当者自身が、ただ決められたことを事務的に処理するのではなくて、被害者等の心情を理解した、心がこもった対応に努めるとともに、県には、各市町の人材育成に努めることを強く希望する。</p>	<p>人材育成については、県、市町の職員等を対象に研修等を実施して資質の向上に取組み、犯罪被害者等に対する二次被害の防止に努めてまいります。</p> <p>また、県、市町、警察、関係機関・団体が一体となった支援の充実に努めてまいります。</p>

		<p>また、被害者等は、多くの場合、初期的支援に従事する警察と信頼関係が築けているので、自治体と警察との連携を強化し、犯罪被害者等にとって途切れない支援がなされるよう、県が主導してほしい。</p> <p>県の取組が真に機能していくことを期待する。</p>	
9	素案全般について	<p>被害者等の個人情報の取扱いについての内容が不足していると思う。</p> <p>具体的には、被害者等が被害を繰り返し説明することを避けるための関係各機関相互の個人情報の共有のあり方や、特別な理由がある場合の本人同意の原則に関する特例措置などの規定が不足しているように思う。</p> <p>いずれにしても一刻も早い条例制定を切望する。</p>	<p>県としては、市町及び関係機関・団体と的確に連携することにより、二次被害の防止に努めてまいります。</p> <p>また、犯罪被害者等の個人情報については、条例素案第3条に掲げた基本理念にのっとり、犯罪被害者等の個人としての尊厳及び権利を尊重し、長崎県個人情報保護条例等の規定に従って、適正に取り扱ってまいります。</p>

E その他 1件

番号	ご意見該当項目	ご意見の概要	県の考え方
10	第2章：基本的施策	<p>素案の内容は、「犯罪被害者に対する迅速な経済的支援」について、不十分と言わざるを得ない。</p> <p>迅速な経済的支援は、ある日突然、犯罪被害により生活困窮に陥る可能性があることから、必要かつ重要であり、また、長崎県民が等しく享受できるためにも、県下の各市町に委ねるのではなく、むしろ、長崎県が中心となって行わなければならないと考える。</p> <p>見舞金や支援金といった「犯罪被害者等に対する迅速な経済的支援」に関する条項を盛り込むよう求める。</p>	<p>犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減を図る制度は、国の犯罪被害給付制度のほか、県及び県警が行う医療費等の公費負担制度や公営住宅への優先入居制度等があります。</p> <p>また、生活困窮に対する制度は、生活福祉資金貸付制度や生活保護等があります。</p> <p>県としては、これら既存の制度に関する情報提供と迅速な手続きによって経済的負担の軽減を図ることとしておりますが、既存の制度をもってしても対応できない場合は、その時点で判断してまいりたいと考えております。</p>